

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	母子保健衛生対策の充実を図ること
------------------	------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	5	母子保健衛生対策の充実を図ること
施策目標	5-1	母子保健衛生対策の充実を図ること
個別目標	1	女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること
<p style="margin-left: 40px;">(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療対策 ・ 生涯を通じた女性の健康支援 ・ 特定不妊治療費助成事業 		
<p>施策の概要 (目的・根拠法令等)</p> <p>1 目的等 リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療を適切に提供するため周産期医療体制の充実を図る。また、不妊専門相談センター事業に要する費用の一部補助、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部助成など母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。</p> <p>2 根拠法令等 母子保健法 (昭和40年法律第141号)</p>		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局母子保健課	
関係部局・課室	-	

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 (単位: 都道府県数) (全都道府県に整備/ー)	24	30	38	39	43
2	不妊専門相談センターを設置している都道府県市数 (単位: 自治体数) (99都道府県市 (全都道府県、指定都市、中核市) で設置/平成21年度)	36 【-】	51 【-】	54 【-】	56 【-】	- 【-】
3	特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県市数 (単位: 自治体数) (99都道府県市 (全都道府県、指定都市、中核市) で実施/平成21年度)	- 【-】	87 【-】	98 【-】	99 【-】	99 【-】
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・ 指標1~3は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。</p>						

- ・ 指標2については、現在集計中であるため、平成19年度の数値は未記入。
- ・ 特定不妊治療費助成事業は平成16年度からの実施である。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 (単位: 都道府県数) (全都道府県に整備/ー) ※施策目標に係る指標1と同じ。	24	30	38	39	43
2	不妊専門相談センターを設置している都道府県市数 (単位: 自治体数) (99都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	36 【-】	51 【-】	54 【-】	56 【-】	- 【-】
3	特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県市数 (単位: 自治体数) (99都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で実施/平成21年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	- 【-】	87 【-】	98 【-】	99 【-】	99 【-】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1～3は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。 ・ 指標2については、現在集計中であるため、平成19年度の数値は未記入。 ・ 特定不妊治療費助成事業は平成16年度からの実施である。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 周産期医療対策事業(母子保健医療対策等総合支援事業)						
平成19年度予算額 : 4,191百万円の内数(補助割合:[国1/3][都道府県2/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 近年の少子少産化傾向において、救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療についての体制の整備に必要な経費の補助を行う。						
事務事業名 : 総合周産期母子医療センター運営事業(母子保健医療対策等総合支援事業)						
平成19年度予算額 : 4,191百万円の内数(補助割合:[国1/3][都道府県2/3]、[国1/3][都道府県1/3][事業者1/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(厚生労働大臣の認める者)						
概要 : 周産期にある妊婦のうち、合併妊娠症、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い者を対象として、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行うため、総合周産期母子医療センターに対し運営費を補助することにより、センターの運営の安定化を図り、時代の技術水準に応じた医療を提供し、母子保健医療体制の充実を図る。						
事務事業名 : 生涯を通じた女性の健康支援事業(母子保健医療対策等総合支援事業)						
平成19年度 : 4,191百万円の内数(補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市・中核						

予 算 額	市1 / 2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (指定都市・中核市)
概要	リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) 等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。
事務事業名	特定不妊治療費助成事業 (母子保健医療対策等総合支援事業)
平成19年度 予 算 額	4,191百万円の内数 (補助割合: [国 1 / 2][都道府県・指定都市・中核 市1 / 2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (指定都市・中核市)
概要	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。